

## 仕様書

この仕様書は、佐賀県(以下、「甲」という。)と下記条件に合致した給油会社(以下、「乙」という。)の石油製品の売買に適用する。

### 1 物品名、規格

航空燃料 ( J E T A - 1 )

### 2 年間見込数量

約 3 3 , 7 0 1 L

※見込み数量は、変動があるためR3年度～R6年度の最大数量を見込みとしています。

### 3 納入場所及び納入期限

- (1) 納入場所 佐賀県警察航空隊又は甲の指定場所
- (2) 納入期限 発注後、おおむね30分以内又は指定日時

### 4 規格条件

- (1) 本国石油連盟の「石連規格」により精製、元売、管理された航空燃料であること。
- (2) 規格の管理基準は石油連盟 航空燃料専門委員会が発行する、最新版「ジェット燃料取扱基準に関する指針」(以下、「指針」という。)の第2篇、第3篇、第4篇、第5篇とする。

### 5 売買(給油)条件

- (1) 乙は年間を通し、甲の要請により給油を行うほか、夜間等も甲乙で協議する事により、遅滞なく給油できる体制が整っていること。
- (2) 給油は指針2篇の基準を満たした装置と人員により乙が行うものとし、甲の納入指示時、他者へ給油中であっても甲を待機させないこと。
- (3) 自然災害等が発生した場合でも、乙は指針5篇の対応にて安定した給油ができること。
- (4) 給油及び検査に必要な全ての費用は、乙の負担とする。
- (5) 乙は、給油ごとの伝票のほか、当月分の給油日時、給油量、給油場所等を一覧にした書面を複数人で確認後、納品書等とともに翌月の15日までに甲へ提出すること。
- (6) 天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に燃料の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合において、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

### 6 検査

- (1) 乙は、給油しようとするときは、甲の指示により検査を受けなければならない。
- (2) 前項において規格等に合格しないものがあつたときは、乙は直ちに交換し、更に検査を受けなければならない。ただし、このため納期を延長することはできない。
- (3) 甲は、(1)項に規定する検査のほか必要があると認められるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。
- (4) 乙は、契約後速やかにメーカーの発行する品質証明書を甲に提出しなければならない。